

## 長浜市人権尊重審議会（平成27年度 第1回）要点録

開催日時	平成27年7月28日（火）午前10時～11時45分
開催場所	長浜市役所本庁舎 多目的ルーム1
出席委員	真山委員、荒木委員、富永委員、嵩津委員、柴田委員、前田委員、野田委員、平井委員、中橋委員、（9人）
欠席委員	谷口委員、清水委員、中村委員（3人）
事務局	市民協働部長、人権施策推進課職員 4人

### 1. 開 会

【事務局】 定刻になりましたので、はじめさせていただきます。本日は、お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今から、平成27年度第1回「長浜市人権尊重審議会」を開催いたします。

開会に先立ちまして、「長浜市人権尊重都市宣言」のご唱和をお願いいたします。

<長浜市人権尊重都市宣言 唱和>

では、開会にあたりまして市民協働部長からごあいさつ申し上げます。

【部長】 本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

日頃は、人権施策の推進にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

本市は、人権尊重都市として「あらゆる差別のない平和で明るいまち」を築くため、人権問題の解決に向け取り組んでいるところですが、今日の社会変化の中で、複雑かつ多様化する人権課題は、行政の取り組みだけで解決できるものではありません。取り組むべき課題は、あらゆる分野にまたがり、社会の制度や慣行、さらには市民一人ひとりの意識や行動とも深くかかわっています。

そこで、個人・家庭・地域・企業などが、それぞれの立場で、あるいは協働して取り組むことが必要であり、市行政と市民が一体となって、基本的人権が尊重される社会の実現をめざしていきたいと考えております。

今年度も、皆さんからのご意見をふまえ、「人権施策推進基本計画」の進捗管理を行うとともに、人権尊重のまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。  
(事務局、順に自己紹介)

本日の審議会は、9人の委員の皆さまにご出席をいただいております。過半数のご出席をいただきましたので、この審議会が成立しましたことをご報告いたします。

なお、この審議会では、会議の公開等に関する方針を定めています。本日の会議についても、公開させていただくことでよろしいですか。

(「異議なし」の声)

<本日の傍聴者なし>

議事に入ります前に、人権施策推進進捗管理体制と規則の改正について、事務局から説明させていただきます。

<事務局説明>…次第資料P.4～5

ただいまの件に関しまして、何かご質問はございますか。

それでは、ここからは議事に入りたいと思います。真山会長、よろしくをお願いします。

【会長】 おはようございます。本日は大変暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、高校野球滋賀県大会の決勝が行われています。決勝近くになると、暑い中、毎日高校生が試合をしておりますが、最近は休養日ができたようで、選手の健康状態などにも配慮するようになってきたのかなと思います。

高齢者は、熱中症になりやすいと聞きますが、たいてい環境が悪化すると、はじめに弱い人に弊害が発生するということがありますので、人権の問題を考えると、保健衛生・福祉関係など、いろいろな部分が人権に関わっているということ、あらためて認識しなければいけないと思います。

この審議会では、市の施策が人権施策推進基本計画に沿って行われているかをチェックすることが主な役割であると思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 議事①「長浜市人権施策推進基本計画」の進捗管理について

【会 長】 では、議事に入りたいと思います。議案第1号「長浜市人権施策推進基本計画」の進捗管理について、事務局から説明をお願いします。

【事 務 局】 ○「人権施策 各課共通項目 H26実績」(様式1)について  
○人権研修の実施状況について  
○「人権施策基本計画 H26 各課実績 H27 各課計画」(様式2)について 説明

【会 長】 ただいまの説明に関し、ご意見やご質問があればお願いします。

【委 員】 総合評価の評価基準ですが、Cは「目標の50～90%」、Bは「ほぼ目標を達成」となっておりますが、90%では、ほぼ目標を達成しているとはいえないのですか。90%を超えなければいけないのは、厳しいですね。

【事 務 局】 確かに、90%でもC評価になってしまうので、この評価は厳しすぎるという意見はありました。基準そのものを見直すということも必要なのかと思います。仮に80%にしたときに、どれくらい目標達成率が上がってくるかということは、調べてみないとわかりません。

【委 員】 基本的施策の啓発の部分で「地域社会」の評価がCとなっておりますが、実際は、各自治会の人権学習会は毎年100%近い実施率となっていて、素晴らしいと思います。中身の問題はあると思いますが、やり続けていること自体も評価していただかないと、「やってもだめなのか」、「同じ人ばかりが来てはいけないのか」ということになってしまうのではないのでしょうか。  
そのあたり、表現や評価の仕方を工夫していただければと思います。

【事 務 局】 確かに一生懸命やっておられるのに、そこがきちんと評価されない項目になっているので、一定の評価ができる項目を増やすなど、対応しないといけないと考えています。

【委 員】 地域で人権の活動をしていてよく感じるのですが、他のことは、やれば目に見えるものができてくるのですが、人権の学習は、これをやったからこれだけのものができたと、目に見えるものが生まれてきません。地域でどれだけのことをやればAの評価がもらえるのか、どの程度がBなのかという評価基準が難しいです。  
やはり、まずはやること、取り組みをしたということがひとつの出発点になるのかなと思います。

【委 員】 評価についてですが、例えば小学校なら、算数のテストで平均が〇〇

点なので、△△点以上は評価4と数字ではっきりでてくるのですが、人権施策の場合、数字として出てくるのは回数だけで、それ以外は出てきません。ですから、担当部署の満足度で評価をしたらどうでしょうか。満足度を数値化したらどうでしょうか。

例えば、棒状グラフであらわすとしたら、端に0と100があって、真ん中が50、その真ん中が25、こちらの真ん中が75として、自分たちがやってきたことが今どのあたりを歩いているのか、満足度としてはどれくらいを示すのがわかりやすいと思います。

【委員】 質問ですが、人権施策推進課がやっている事業の中で、「これはAに近いBがとれた」とか、「こういうことをしていけばよいのでは」という手ごたえを感じた事業はありますか。

それと、「じんけん連続講座」のチラシを配布されていますが、この事業の人権施策推進課としての評価についてお聞かせください。

【事務局】 じんけん連続講座は、年間6回実施しています。なぜこういう事業を始めたのかというと、地域では「同和問題」や「外国人の人権」について、なかなか取り上げてもらえないということがあります。

また、このような状況が続くと、職員も、こういったテーマについての知識が蓄積されないという危機感がありましたし、市民の中にはこういった問題について知りたい人もいらっしゃるのではないかと思います。それで、じんけん連続講座を始めました。

地域単位になると、課題があるのはわかっていながら、あたりさわりのないテーマを選ばれる傾向がありますし、自治会も人権学習会を実施されるのに精一杯で、あれもこれもとこちらからお願いするのは難しい状況があります。

そういった意味で、学習したい意欲のある人に学習機会をとということを実施しています。

ただ、参加者が多いわけではないのですが、逆に、この講座に来られる人はそれだけ熱心です。ですから満足度は高いと思います。

【委員】 様式1の資料について、気になったのは三つめの「合理的配慮を行いましたか」の設問で、半分近い部署が「していない」と答えていることです。配慮をしようと思ったらいくらでもできると思います。例えば、会議の資料を大きな文字にするとか、大きな声でしゃべるとか。それなのに、半分近い部署が、配慮していないと答えているのは寂しいことだと思いました。

また、人権に関する独自の取り組みや意見・要望欄では、滞納整理課が、「パターンに合わない業務と組織があることも念頭に置いてほしい」ということを回答していますが、ここでは、業務そのものについて聞いているのではなく、業務を進めるうえでの配慮などを聞いているので、このように切り捨ててしまわれるとどうかと思います。事務局から、これは違うということをきちんと返してあげた方がよいと思

います。

【委員】 様式1のところにも評価のところにも関わりますが、満足度というのは、その人が「これが人権なのだ」という意識をどれだけもってやっているかが重要だと思います。それが上積みされて、初めて満足度が出てきます。ですから、評価には、個人の意識の差が相当現れてきます。

様式1の最初の設問で「いいえ」と答えた理由の中に、「おもてなし研修を実施した」とありますが、それこそ「人権」そのものであると思います。この「おもてなし研修」を、人権研修を「実施した」に振替えられるかどうか、意識の差であると思います。

その点で、様式1の資料は非常に細かくデータをとっているの、いろいろな課題が見えてきてよいと思います。

もうひとつ、二番めの設問の「人権施策推進基本計画の位置づけ」についての捉え方ですが、「はい」の一番上の回答は、すばらしいですね。全部署がこのような考えをされたら、回答はすべて「はい」になるはず。このように、捉え方の違いによって回答が変わってくると思います。

それと、「個人情報保護条例や情報公開条例の内容を周知できているか」という点ですが、これはやっておかなければいけないでしょう。「いいえ」の部署が出てくるのは問題だと思います。

【会長】 各部署の「人権」の捉え方が、まだ「差別」や「偏見」といった意味合いに傾いていて、日常業務のすべてのことに人権が関わっているという認識は浸透していないのだと思います。つまり、この人権施策推進基本計画の考え方が浸透していないという意味では、進捗状況は進んでいないということになってしまいます。

ぜひ、各部署に周知していただきたいと思います。

評価については、今回このかたちで評価されたので、BやCと評価されたものについては、担当部署と折衝して調整いただければと思います。また、今後進めていく上で、この評価基準と同じかたちのものがよいのかどうかはいろいろと意見が出ました。あまり頻繁に評価基準を変えては、経年で評価するうえでどうかと思いますが、よりよいものができるようでしたら変更してもよいのではないのでしょうか。

また、様式2の表を見ても、そもそもの目標値が適切かどうかという項目があるように思います。ゴールが適切でないのに、一生懸命走っても意味がないのではといえますので、その見直しも併せて検討をお願いします。

評価基準については、達成率で示すだけでは、一生懸命やっているのに目標が大きくてなかなか達成率が上がらずにモチベーションが下がるという事態も懸念されます。そのため、達成率だけで評価せず、上昇率（一年間でどれだけ伸びたか）ということプラスポイントで加算し、達成率と上昇率を合わせて総合評価をつける方法をとってい

るところもあります。この方法だと、達成率は低いけれど「頑張っている」ということが見えてくる、そういう評価をしてあげないと、頑張っているところが報われない気がします。

評価の仕方は、あまり大幅に変えてしまうと昨年度との比較ができなくなりますので、今回の評価を生かし、できれば付け加えるかたちで改善するのがよいのかなと思います。

【委員】 基本計画の中での位置づけの周知もハラスメント研修の実施もしていない部署がある中で、課の中で、そういう仕組みを進めていく人が大切だと思います。それぞれの部署から中心的な役割を担う人を選んで研修を受けさせることなどはあるのですか。

【事務局】 今のところはありません。

【委員】 課の中で、人権に関する推進員を任命して、その人からどんどん発信していくといった具体的な施策があるとよいのではないかと思います。

【会長】 いろいろとご意見が出ましたし、改善の余地があるかと思います。では、進捗管理としてまとめられた部分については、ご了承いただけますでしょうか。

<「はい」の声>

【会長】 それでは、続きまして、議案第2号長浜市人権施策推進検討小委員会からの報告について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 ○長浜市人権施策推進検討小委員会からの報告について 説明

【会長】 ただいまの説明に関し、ご意見やご質問があればお願いします。

【委員】 各地域人権学習協議会に分配されている予算について、使途・内容の制約が厳しいように思います。もう少し融通がきくようになりませんか。

【事務局】 地域の事務局からも同じ意見が出ていますが、市からの委託料ですので、予算の使い方は市に準じるようにしています。基本的に、地域協議会の主な予算は講師謝礼です。他の使途などは地域の事務局と相談・協議していきたいと思います。

【委員】 各自治会の人権学習会に、行政職員が参加していない現状があるように思います。自分の住んでいる自治会の人権学習会には、必ず出席していただきたいものです。また、各地域には人権擁護推進員がおり

れますので、ぜひ人権学習会の開催案内を通知して、担当地域の自治会の人権学習会に参加してもらえるとよいと思います。

【委員】 地域人権学習の事務局である公民館は、指定管理が増えています。人権学習の推進のためには、公民館長や職員の意識改革をする必要があります。指定管理になっても、引き続き人権学習が行われるよう教育をしてほしいです。

【事務局】 今のところ、指定管理の公民館も、同じように人権学習に取り組んでいただけていますが、近い将来、すべての公民館が指定管理になると、今のように人権学習が進められるかという危惧もあります。早い段階から対策をとっていきたいと思います。

【会長】 人権学習というのは、まさに市民協働ですすめられるものです。また、さまざまな啓発活動が人権学習とうまく組み合わされて実施できるとよいのではないかと思います。

それでは、今ほどの長浜市人権施策推進検討小委員会からの報告についてはご了承いただけたということによろしいでしょうか。

<「はい」の声>

予定されている議事はひととおり終了しました。せっかくの機会ですので、他に何かご意見等ありませんか。

【委員】 人権擁護委員として、小学4年生を対象に人権教室を行っていますが、最近、小学生だけでなく中学生にも人権教室を実施してほしいという要望があります。中学生にはどのような内容で実施したらよいのか、何かアドバイスいただけることがあればお願いします。

【委員】 夜回り先生として有名な水谷修さんは、「あなたのことが大事だよ」というメッセージを送り続けることが大切だとおっしゃっていました。

【委員】 いじめというのは、学校の先生や学校自体が組織的にしっかり取り組み、子どもたちに教えていかないといけません。人権教室に行かれる場合も、学校がどのような組織体制・考え方でいじめについて取り組んでいるのか、学校としっかり話し合う必要があると思います。

【会長】 いじめの問題については、先の自殺事件を受けて、大津市がいろいろと工夫して取り組んでいますので、参考にされてはいかがでしょうか。  
他によろしかったですか。

それでは、ここからは進行を事務局にお返しします。連絡事項等ありましたらお願いします。

【事務局】 貴重なご意見をいただきありがとうございました。

それでは、事務局から今年度の主な取り組みについて説明させていただきます。

○次第資料 P.13～14 説明

次回の審議会は、来年1～2月頃を予定しております。よろしくお願いします。

本日は、ありがとうございました。